

第5章 基本計画の推進に向けて

1 整備スケジュール等

基本計画の変更後は、基本設計の修正等や、都市計画手続き、実施設計・工事などの必要なステップを着実に進めます。並行して、引き続き、交通事業者や、国、県、公安委員会など関係機関等との協議・調整を進め、計画の具体化を図っていきます。

なお、スケジュールはおおよその目安であり、事業の進捗状況や関係機関等との協議・調整により、変更が生じる可能性があります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
基本設計の修正等	→									
都市計画手続き		→								
実施設計・工事										
南北自由通路・鉄道施設			→	→	→	→	→			
南口駅前広場			→	→	→	→	→	→	→	→
北口駅前広場			→	→	→	→	→	→	→	→
関係機関等協議・調整	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

協定等

2 事業財源の考え方

財源として、国庫補助金である都市構造再編集中支援事業費補助金などの活用を想定しており、「整備の視点」の考え方を踏まえながら、可能な限り有利な事業財源を確保し、一般財源の縮減に努めます。

また、住機能や商業機能などの導入に資する民間事業者の積極的な誘致に努めるとともに、新たな資金調達の手法について検討します。

さらに、事業の実施にあたっては、その目的を踏まえ、実施主体ごとに適切な役割分担を行うとともに、鉄道事業者に対しては、国が定める要綱等に則り、適切な負担を求めます。

《参考 実施主体や財源等の想定》

事業	実施主体	主要な財源等
南北自由通路の更新 駅のバリアフリー化	市、鉄道事業者	都市構造再編集中支援事業費補助金 公共事業等債 など
南口駅前広場の機能充実・再配置	市	
北口駅前広場の機能充実・再配置	市	
交流空間、サービス機能施設の整備	市	
にぎわい創出施設の導入	市、民間事業者	

3 関連施策

駅を含む光駅周辺の一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基本構想（バリアフリー基本構想）の策定に取り組みます。